

長期離脱中



4/16のかすみがうらマラソンにエントリーしていましたが、足の怪我が治らず、出場することができませんでした。

故障者リスト入りしてから2か月以上経ちますが、いまだに走ると痛みが出てしまいます。

歩く分には痛みを感じないので、怪我が治ったかどうかを確認するためには実際に走ってみるしかありません。ゆっくり走る→痛みが出て即中止ということを週一くらいのペースでずっと繰り返しています。もしかしたら痛みを確認する行為自体がいけないのかもしれませんが、正解がわかりません。。。

いずれにしても早く治ってほしいです。

検証

検証とは、裁判官が五官の作用によって検証物の状態等を観察することを言います。五官は視覚、聴覚、嗅覚、触覚、味覚のことです。

建築紛争で施工に不具合があるかどうかを確認するために、裁判官が現場に行って直接確かめるようなこともあります。

建前上は五官ということになっていますが、味覚が問題となる紛争はあまり想像できません。

付調停

専門性の高い分野について訴訟をする場合、その審理中に、裁判所が専門家を交えて話し合いを行った方がよいと判断すると、訴訟手続をいったん中断して、事件が調停に付されることがあります。

訴訟手続中に弁論準備の方法で審理を行う場合、法廷ではなく会議室のようなところで、裁判所、原告代理人、被告代理人の三者で話し合いをします。調停では、これに専門家が調停委員として加わる以外は進め方が同じなので、何かが劇的に変わったという感じはありません。なんなら、訴訟のまま専門家を関与させる手続もあるくらいです。

上記のような事案に対し、離婚の場合も付調停となることがあります。離婚の場合には、調停前置主義という制度があり、訴訟や審判の前にまずは調停をやりなさいということになっています。ですが、調停をすっ飛ばしていきなり審判の申立てをする人もいます。このようなケースではほとんどの場合、付調停となる印象です。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成 23 年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成 28 年 取手駅前法律事務所 開設